

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成25年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-1

公共工事の名称、場所、期間 及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属 する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	一般競争入札・指名 競争入札の別(総合 評価の実施)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	公益法人の場合			備考
								公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
桧谷宿舍屋上防水改修工事請 負契約	愛媛労働局 支出負担行為担当官 川越俊治 松山市若草町4番地3	平成28年9月7日	株式会社山装 愛媛県松山市保免上一丁目15番 19号	一般競争入札	1,274,400	1,257,120	98.6				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成25年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-3

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	公益法人の場合			備考
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成28年度版「雇用保険の失業等給付 受給資格者のしおり(第2版)」印刷契約	愛媛労働局 支出負担行為担当官 川越俊治 松山市若草町4番地3	平成28年8月19日	平和印刷工業株式会社 愛媛県松山市福音寺町728	一般競争入札	1,111,590	796,500	71.7				
平成29年3月新規学卒予定者及び3年以内既卒者対象合同就職面接会ブースレンタル及び看板作成契約	愛媛労働局 支出負担行為担当官 川越俊治 松山市若草町4番地3	平成28年9月1日	アカマツ株式会社 愛媛県松山市福音寺町235番地の1	一般競争入札	1,236,276	918,000	74.3				
平成28年度 年度後半における集中的な就職面接会開催事業委託契約	愛媛労働局 支出負担行為担当官 川越俊治 松山市若草町4番地3	平成28年9月5日	株式会社オフィス・ラボ 愛媛県松山市今在家4丁目9番32号	一般競争入札	3,839,468	3,534,840	92.1				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成25年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募 者数	
生涯現役促進地域連携事業委託契約	愛媛労働局 支出負担行為担当官 川越俊治 松山市若草町4番地3	平成28年9月29日	公益社団法人松山市シルバー人材センター 愛媛県松山市若草町8番地3	会計法第29条の3第4項(企画競争) 当該事業は、協議会等が計画区域で地域の特性を活かした創意工夫のある高齢者の雇用に資する事業を実施することを期待するものであり、事業終了後においても、その成果と蓄積されたノウハウを生かし、自律的な地域における高齢者の雇用の確保に関する取組を実施していくことが重要であるため。	16,746,989	16,746,350	100.0	0	公社	都道府県 所管	1	0

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。